独立行政法人国立病院機構　旭川医療センター　特定行為研修履修免除規程

　（目的）

1. この規程は、特定行為研修規程第１７条で規定する入講前の既修科目の認定及び履修免除について、必要な事項を定めることを目的とする。

　（入講前の既修科目の認定及び履修免除の範囲）

第２条　他の特定行為研修指定研修機関及び学研メディカルサポート　e-learningで履修した学習内容が、特定行為研修規程第12条第1項に規定する学習内容に相当するものと認められる場合に限り、科目単位で履修を免除する。

（申請手続）

第３条　入講前の既修科目の認定及び履修免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、以下の各号に掲げる書類を、出願時に院長に提出しなければならない。

一　履修免除申請書（様式６）

二　特定行為研修修了証

三　学研メディカルサポート　e-learningの視聴管理システムによる視聴履歴（100%）

又は、他の特定行為研修e-learningシステムにより受講履歴（100%）

　　＊２年以内の視聴履歴に限る

（入講前の既修科目の認定及び履修免除審査）

第４条　入講前の既修科目の認定及び履修免除の審査は、提出された書類をもとに特定行為研修管理委員会（以下「委員会」という。）にて審議し認定する。

（入講前の既修科目の認定及び履修免除の認定と通知）

第５条　入講前の既修科目の認定及び履修免除の認定は、委員会の審査に基づき院長が決定し、履修免除認定通知書により申請者に速やかに通知する。

（履修免除科目受講料の取り扱い）

第６条 共通科目の全科目の履修を免除された場合、特定行為研修規程第29条に規定する共通科目受講料を免除する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

令和７年４月１日改訂

**（様式　7）**

**履　修　免　除　申　請　書**

独立行政法人　国立病院機構

旭川医療センター　院長　　木村　隆　様

私は、独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター　特定行為研修を受講するにあたり、入講前の既習科目の認定及び履修免除を認定していただきたく、ここに関係書類を添えて申請します。

西暦 　　　　年　　　 月　　　日

　　　　　　　　　　　　申請者（自署）　　　　　　　　　　　　　印